

日本家禽学会技術賞受賞候補者選考規程

(趣 旨)

第1条 日本家禽学会細則第3条の(4)の規定による受賞候補者（以下候補者という）の選考は、この規程に定めるところによる。

(候補者の推薦)

第2条 本会正会員または名誉会員は候補者を推薦することができる。

2. 候補者を推薦しようとする者は次の推薦様式により毎年6月末までに学会事務局に届け出るものとする。

推薦様式

イ、候補者（団体の場合は代表者）の氏名、生年月日および所属

ロ、候補者の略歴（表彰歴を含む）

（団体の場合は団体名および設立年月日）

ハ、業績概要（2,000字以内）

ニ、業績内容を示す資料（研究報告（別刷）、経営資料、特許、実用新案、公刊図書など）（別刷またはコピーを7部添付する。）

ホ、推薦者の氏名および所属

(受賞対象業績)

第3条 受賞対象となる業績は、その主要な内容が公に発表されたものとする。

(授賞の件数)

第4条 授賞は原則として年に1件とする。

(候補者の選考)

第5条 候補者の選考は、会長の指名によるおおむね5名の委員により構成される受賞候補者選考委員会が行う。委員会は委員互選による委員長が主宰し、選考の経過ならびにその結果を会長に報告するものとする。

附 則

この規程は1998年11月18日から施行する。